

ギャンブル等依存症対策推進関係者会議運営規則

（趣旨）

第1条 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）及びギャンブル等依存症対策推進本部令（平成30年政令第286号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（関係者会議の招集）

第2条 関係者会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。但し、文書その他の方法により会議の議事を行う場合はこの限りではない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

（会議の公開）

第3条 会長は、関係者会議に諮った上で、会議を公開することができる。

（議事録）

第4条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
 - 4 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、関係者会議の議事の手続その他関係者会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。